

第2回 取手市男女共同参画審議会 議事録

1. 開催日時：令和3年8月3日（火）午後1時30分～午後3時00分

2. 開催場所：取手市役所 議会棟大会議室

3. 出席者：

委員：青木照江、岡田弘文、賀曾利清、志村俊晴、下園敦子（オンライン参加）、
間宮真知子（オンライン参加） 【敬称略：五十音順】

事務局：市民協働課 課長（佐藤），係長（松丸）

傍聴人：1名

4. 欠席者：

委員：櫻井由子【敬称略】

5. 議事内容

（1）計画体系図と計画（第1・2章：目標及び主要課題）について

事務局より体系図について説明：体系図については、前回の審議会の際、「男女共同参画計画は国と県の基本計画を基に策定しており、どのように取り組んでいくかに地域の特色や地域差が出てくる。定期的に計画の成果を国や県の基本計画に照らし合わせるという点では、国や県と同じ順番に提示する方がわかりやすい。」というご意見より、順番を国・県と同じに修正しました。
～他、前回と体系図で修正した点と1・2章について説明～

会長：計画体系図と計画（第1・2章：目標及び主要課題）についてご意見をうかがいたい。

委員2名：第1・2章の入力漏れ（2箇所）と漢字変換ミス（2箇所）について指摘。

～その他、内容については、意見なし（このままでよい）～

会長：前回の審議会の意見と整合性がとれているため、この体系図でよいという皆さんの意見ですね。

事務局：誤字脱字につきましては、計画案が定まり次第、再度課内でチェック体制を整えて二重チェックを行います。

（2）計画内容（第3章：具体的施策。指標目標）について

事務局：第3章の掲載方法を前計画と変えたこと、指標目標や内容について前回と変わった点、

新たに策定した点を説明。

会 長：第3章について主要課題（1）～（9）ごとにご意見、ご質問をうかがいたい。まずは、主要課題（1）政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大についてお願いします。

委 員：感想を2点。指標・目標の管理職の女性比率をあげるのは取り組みやすいところではあるが、市の方で取り組みについて発想を変えていかないといけないと思います。また、市議会の推進については前計画にはなかったが、地方新聞でも拝見し、比較的進んでいるので掲載するのはよい。

委員：各種審議会の女性委員割合について、審議会の数や女性委員がいない審議会についてお伺いしたい。また、市議会における推進の部分について、中学生と議員の協働事業とあるが、全中学校で実施してほしいことです。

事務局：次回の審議会にて、実績報告をしますので、その際に審議会委員の女性割合について詳細をご説明します。市議会の取り組みについては、計画においては「子どもたちに議会に関心を深めてもらう取り組みを実施」という施策表現とし、実際に実施した場合、実績報告で詳細を記載してもらいます。

委 員：18ページの市役所におけるポジティブアクションの推進部分「事業番号4」について、取り組み内容が、ポジティブアクションとして弱い。「女性活躍推進に向けた体制の構築」が目的ならば、女性職員に対するアクションについての施策がよいのでは。例えば女性参加率アップ、女性管理者向け研修に力を入れるなど。

事務局：人事課と再協議して検討します。

会 長：次に主要課題（2）持続可能で多様な働き方のための環境の整備についてお願いします。

委員：24ページのワークライフバランスの意識啓発部分について、市が事業所に働きかける手立てでは限られていることは分かるが、切り口が前計画と変わらない。例えば今回力を入れる男女共同参画目線の防災対策の企業への呼びかけなど、新しい切り口で工夫してほしい。子どもの頃から男女共同参画意識が根付いていても、社会に出た際の事業所で不平等を感じてしまうのは避けたい。事業所に関する取り組みは常に新しい取り組みを考え、力を入れてほしい部分です。

委員：町内会、市政協力員向けに女性防災士など身近な地域での女性活躍について、市として紹介や取り組みを提案してほしい。子どもたちに、身近な女性が活躍する姿を見せることで、将来自分でもいろいろなことが出来るんだと期待を持たせたい。

委員：26 ページ事業番号 34 番について、「高齢者を支える家族の負担」という部分に「介護者」という表現も追加した方がよい。

会長：次に主要課題（3）家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進についてお願いします。

委員：32 ページ 42 番「家事・育児シェアシート」配布は新規でしょうか、よい取り組み。また、34 ページの男性の家事参画促進について、料理教室の実施もよいが、簡単に作れるレシピ公開なども行ってはどうか。

事務局：昨年、男性も簡単に作れる料理動画を 3 つ YouTube にアップし、広報掲載したのですが、もっと多くの人に届くようにアピールしていきたい。

委員：32 ページ指標・目標の「男女の平等感」について。男女間のギャップを縮めるのも良いが、「平等感」が男女共に低くは意味がない。男女の「平等感」の割合も目標値として設置したほうが良い。

事務局：男女ギャップ差を縮めることと、男女の平等感の割合を多くすることも 2 つ目標にします。

委員：32 ページ（6）家庭生活における男女共同参画の推進と（8）男性の家事・育児・介護への参加促進の内容が重複している。男性の家事等の参加促進を重要課題としてあえて別にしてるのであれば、事業番号の組み直しが必要では。

事務局：次回までに整理します。

会長：次に主要課題（4）あらゆる暴力をゆるさない社会づくりについてお願いします。

委員：39 ページ図の「配偶者暴力相談センター」とは。また、40 ページ（9）のみが取手市の DV 基本計画なのでしょうか。県の DV 基本計画は相談体制も計画の一部に入っている。（10）の相談体制の充実も計画に入るのでは。最後に 39 ページの被害者支援のフロー図について、最初にどこに相談すれば良いかはわかりにくい。市民からすれば最初の相談入り口 1 箇所を明確にしてほしい。指標・目標に「どこに相談してよいかわからなかった」割合を少なくすることをあげているのであれば、最初の相談場所を明確にしてほしい。

事務局：「配偶者暴力相談センター」は茨城県の施設で一次保護機能もあるため、所在は明かしていません。相談電話番号は公にしております。（10）相談体制の充実について、DV 基本計画に含めるか及びフロー図の見直しは担当課と再協議します。

委員：42 ページ 67 番「青少年の相談先」について、具体性がない表現になっている。子どもたちがどういった場合、先生たちがどのように扱うかを明確にしたほうがよい。

事務局：担当課と再協議します。

委員：先ほどの委員の方の意見と同じく 39 ページフロー図について、最初の相談先を分かりやすく示したほうが良い。

委員：41 ページ 65 番「JK ビジネス」について、説明を載せた方がよい。また、65 番と 71 番どちらもネット・SNS の被害ですが、相談先は違うのですか。若い人達が相談したいときにどこにどんな風に相談すればよいか、ひとつの窓口にしぼったほうがわかりやすい。

事務局：JK ビジネスについて注釈を掲載します。若い人達の最初の相談先を分かりやすく啓発していくことも視野に入れます。

会 長：次に主要課題（5）男女共同参画の視点に立った高齢者・障害者・ひとり親家庭等困難を抱えた男女が安心して暮らせるための社会づくりについてお願いします。

委員：48 から 50 ページまで（13）（14）（15）と一般的な施策が並んでいる。男女共同参画の計画の考え方からこの部分が入ってくることはわかるが、取り組み内容を見ても、どうしてこの施策を掲載したか、男女共同参画の視点、施策理由を掲載したほうがわかりやすい。

会長：「男女共同参画の視点に立った」と主要課題にあげているように、この点を考えて再検討いただきたい。

委員：指標・目標の「地域包括支援センター総合相談件数」について、前計画の DV 相談件数と同じ趣旨だとしたら、目標として設定するのはやめたほうがよい。

事務局：市の総合計画にも相談数を増加させることを目標にしておりますので、前計画の目標値 DV 相談件数とは趣旨が違いますのでこのまま目標として設定させていただきます。

会 長：次に主要課題（6）生涯にわたる健康の支援についてお願いします。

委員：特に意見なし

会 長：では主要課題（7）男女共同参画の視点に立った防災対策についてお願いします。

委員：60 ページ 113 番の市防災会議の女性委員の登用推進について、条例上、不可能ではないが、なかなか難しいのが現実。視点を変えて、女性の意見が会議に吸い上げられるような施策を入れてはどうか。

会長：県では災害コーディネーターという制度があり、女性が防災士として参加している。そういったことを検討してもよい。

委員：防災や消防の現場で活動している女性をもっと PR してほしい。将来に向けて浸透してほしい。

会長：次に主要課題（8）男女共同参画の視点に立った意識改革についてお願いします。

委員：特になし

会長：最後に主要課題（9）男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進についてお願いします。

委員：71 ページ 142 番のヤングケアラーの取り組み内容について指導課とこの内容にしたのはどうしてか。

事務局：子どもが自分で自覚していない場合もあり、学校現場で把握した場合の支援について施策にあげることを指導課に相談し、このような内容での掲載となった。

委員：普段接している学校のほか、地域から発見していくこともある。

事務局：学校の他、地域で発見の場合、民生委員という表現を入れることもできるが、大人が発見するというアプローチは変わらない。

会長：次回までに情報がありましたら、委員、事務局それぞれ整理しましょう。

委員：71 ページ生涯学習課の課名の誤字訂正してください。また、145 番リーダーバンク制度の登録に男女共同参画関連はなかった。男女共同参画に関わっている人材を登録しておくのは大事なこと。

委員：学校、民生委員、市、市政協力員の情報の串刺しがうまくいっていないと感じる。情報共有についても盛り込んでどうか。

会長：では、計画案について本日の意見を事務局で調整願います。

(3)取手市男女共同参画推進条例の（案）について

事務局：今回は改正案の方向性（性の多様性の尊重を盛り込んだ改正）を諮り、賛成を得た。今回は具体的改正内容について協議したい。

会長：資料③－1 条例改正案についてご意見をお願いします。

委員：条例改正をする理由として一つは、社会環境が変わって新たに取り組む課題が出てきて条例が根拠にならなくなった場合、もう一つは、考え方が変わって現行の条例では整合性が取れなくなってきた場合だと思います。今回の改正はこれには当てはまっていないのでは。今回の趣旨は性的指向と性自認の考え方の明確化と認識するが、それ以外の修正が多い。文言修正になってしまっている。条例の文を推敲することが改正ではないのでは。趣旨が変わったこれではだめだ。こういう施策をするにはこういう条例が必要だという改正にとどめるべき。平成17年にこの条例を策定した際、時間を費やし苦勞があり、議論が尽くされたと聞いている。改正については、熟考する必要がある。安易な訂正が多すぎると個人的には感じます。

次に条例の前文について。前文は条例の主旨を示したもので、市民に男女共同参画の考え方を理解してもらうために作ってある。ここに手を入れるのは相当な理由がないといけないのでは。最終的に後段の改正が前文と整合性がとれなければ前文を改正する必要があるが、そうでなければ改正する必要はないのでは。前文は後段の改正内容によって、最後に手を入れるべき部分。

委員：条例の骨子からずれがない部分についてはそのままよいと思います。男女共同参画の骨子からずれてきている部分については改正し、大きな流れとして変わらない部分はそのままでよいと思います。

委員：自分が所属する女性団体で今回の改正について先日、意見交換を行いました。その際の意見をお伝えします。この条例はもともと女性の社会的立場の向上、社会進出を目指したものであったが、時代が変わり多様な性のあり方の必要性から、この部分を直すのは良いこと。次回の改正はずっと先かもしれないがまた時代とともに変わっていくのではないかという意見がありました。その他の意見として、審議会の人数割合については審議会で諮ったもので良いのでは。「誰もが」「全ての人」と表現があるが、「全ての人」に表現を統一してはどうか。DVの部分について、「配偶者等」を「配偶者や恋人等」という今の時代に合った表現にしてはという意見がありました。

委員：条例の基本的な考え方は変わっていないにしても、時代と共に男女共同参画の中身そのものは変わってきている。どの時点で改正するのかというのは非常に難しい。今回は内容の検討というよりも文言や表現の面での遅れてきている部分や差し障りがある部分の見直しをする。その部分での見直しの必要性を審議してもよいのではと思います。

委員：「性的指向と性自認の考え方の明確化」に絞って改正条文に入れ込んでいけばよいのでは。

事務局：用語解説の部分に「性別等」として性的指向と性自認について追加した。この部分をメインと考え、これに付随する部分を修正するのみとします。

委員：今回大幅に変えるべきではないと思います。事務局の先ほどの修正案で良いと思います。

会長：条例改正案のことで追加ご意見はございますか。

委員：定義の部分はもう少し現代に合うようにアップデートしてもよいのでは。

会長：今回の意見をもとに事務局にて条例改正案を修正して次回の審議会に諮るということでしょうか。

委員全員：異議なし

会長：では、本日の意見を事務局で整理願います。

（４）次回審議会日程について

事務局：第3回審議会は令和2年度の第三次計画に関する実績報告と、今回の意見を受けた修正案（計画及び条例）をお示しします。8月31日(火)午後で調整をお願いします。